

議 長 追加日程第2「議案第37号松田町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例」を議題といたします。

町長の提案説明を求めます。

町 長 議案第37号松田町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例を別紙のように定める。

令和7年6月5日提出、松田町長 本山博幸。

提案理由。町長及び副町長の給料について減額措置を講じるため所要の改正をしたので、提案するものでございます。よろしくお願いいたします。

議 長 町長の提案説明が終わりました。担当課長の細部説明を求めます。

参事兼総務課長 それでは、議案第37号松田町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例につきまして、御説明させていただきます。

改正の理由としましては、国庫補助金を受け取ることができなかったことについて、町職員全体を指揮管理する立場として、その責務を強く受け止め、町長及び副町長の給料について減額措置を講ずるため、所要の改正をするものでございます。

それでは、議案を2枚おめくりいただき、3枚目の参考資料1、松田町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の新旧対照表を御覧ください。

左側、改正案のほうをお願いいたします。附則に新たに1項を加え、第20項としまして、「町長の給料の月額は令和7年7月1日から令和7年9月30日までの間、及び副町長の給料の月額は令和7年7月1日から令和7年7月31日までの間、第2条第1項の規定にかかわらず、同項の規定により支給されることとなる額から、100分の10に相当する額を減じた額とする。」という規定を新たに追加するものでございます。

最後に1ページへ戻っていただきまして、議案本文を御覧ください。附則でございます。この条例は、令和7年7月1日から施行するものでございます。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしく御審議のほどお願いいたします。

議

長 担当課長の細部説明が終わりました。それでは、これより質疑に入ります。
ございませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。お諮りいたします。ただいま議題となっております追加日程第2議案第37号松田町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例につきましては、総務文教常任委員会に付託の上、審査することにしたいと思いますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

異議なしと認めます。よって、本案は総務文教常任委員会に付託の上、審査することに決定いたしました。

暫時休憩といたします。休憩中、総務文教常任委員会を開いてください。本会議再開は委員会の終了後となりますので、その後の日程をお待ちください。
それでは、暫時休憩といたします。 (11時23分)